

川口市福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会設置要綱

(平成21年4月20日市長決裁)

(平成22年4月27日一部改正)

(平成30年11月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市指定管理者候補者選定及び評価会議設置要綱（平成20年6月2日決裁）第5条の規定に基づき設置する川口市福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について専門的に協議・意見の集約を行い、これを川口市指定管理者候補者選定及び評価会議（以下「会議」という。）に報告するものとする。

- (1) 指定管理者の募集等に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定方法及び選定基準等に関すること。
- (3) 管理に係る業務の実施状況に関すること。
- (4) 利用に関する料金の収入実績に関すること。
- (5) 管理に係る経費の収支状況に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、福祉部の部長及び職員のほか、必要に応じて外部有識者のうちから市長が選任する。
- 3 委員会に委員長を置き、部長をもって充てる。
- 4 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 5 委員の任期は、指定管理者に管理させようとする公の施設について、市長が指定管理者の候補者を選定するまでの期間、または、指定管理者を評価しようとする公の施設に関する評価結果を会議に報告するまでの期間とする。

(会議等)

第4条 委員長は、委員会の会議の議長となる。

- 2 委員長及び委員は、指定管理者候補者選定及び指定管理者の評価に係わり、自身が役員を務める団体に関する議事に加わることができない。
- 3 委員長が前項の規定により除斥されるとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による決議)

第5条 前条の規定にかかわらず、委員会は、災害その他の事情により会議を開催することが困難な場合は、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、当該委員会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、専門委員会の職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

附 則 (平成22年4月27日)

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

附 則 (平成30年11月1日)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。